

広島市南消防団似島分団女性消防隊設置要綱

昭和48年4月1日	制定
昭和56年4月1日	一部改正
昭和58年3月31日	一部改正
平成6年11月30日	一部改正
平成8年4月1日	一部改正
平成17年4月25日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、広島市消防団関係条例、規則、規程及び要綱に定めるもののほか、広島市南消防団似島分団女性消防隊（以下「女性消防隊」という。）の組織等について定めるものとする。

(組 織)

第2条 広島市南消防団似島分団に女性消防隊を置く。

2 女性消防隊に1・2・3の部を置く。

(定 員)

第3条 女性消防隊の定数は、40人とする。

(隊長、副隊長及び部長)

第4条 女性消防隊に隊長、副隊長及び部長を若干人置く。

2 隊長は、分団長の命を受け、女性消防隊の業務を統括するとともに、隊員を指揮監督する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

4 部長は、部の業務を統括し、上司の命を受けて職務に従事する。

5 隊員は、上司の命を受けて職務に従事する。

(隊長、副隊長及び部長の任命)

第5条 隊長、副隊長及び部長の選出は、原則として次のとおりとする。

(1) 隊長

分団会議に諮って推薦者を決定し、任命申請書に、推薦書を添えて、団長に提

出する。

(2) 副隊長及び部長

女性消防隊長の推薦に基づき分団長が所属の女性消防団員の中から適任者を選出し、任命申請書を団長に提出する。

2 分団長は、所属の女性消防団員で降任させる必要があるときは、任命申請書を、団長に提出するものとする。

3 団長は、前2項の申請書を受理したときは、審査を行い、適当であると認められる場合は、任命するものとする。

(任期)

第6条 隊長、副隊長及び部長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 隊長、副隊長及び部長に欠員を生じ、あらたに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

2 第7条の定年については、昭和58年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

2 平成6年4月2日からこの要綱の施行の日の前日までの間において、定年に達した者は、新要綱に基づく定年を適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

分団会議の実施日

年 月 日

広島市南消防団長 様

広島市南消防団似島分団
分団長

似島女性消防隊長の推薦について

このことについて、広島市南消防団似島女性消防隊長に次の者を推薦します。

記

階 級	氏 名

推 薦 者

所 属	階 級	氏 名

※ 推薦者の氏名欄は、分団会議に出席した人が自署してください。

